

調剤基本料等について

当薬局では、地域支援体制加算と後発医薬品調剤体制加算と連携強化加算と医療DX推進体制整備加算に関わる施設基準の届出をおこなっており、

地域支援体制加算 2	40 点
後発医薬品調剤体制加算 3	30 点
連携強化加算	5 点
医療DX推進体制整備加算	4 点 を

調剤基本料 1（45 点）に加算して算定させていただいております。

また、かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料にかかわる届出もおこなっておりますので、

かかりつけ薬剤師が行う薬剤服用歴管理指導料は 76 点

かかりつけ薬剤師が行う包括管理料は 291 点 を

算定させていただいております。

セイワ薬局